

◎福祉有償運送サービス事業を利用する際の注意事項

- 1、福祉有償運送サービス事業（以下、移送サービスという）の申請を行っている大阪運輸支局から、ご利用者本人が乗っておられない車に乗ることは、運行上、違法行為となると指導を受けています。
（例）：介助者を先に迎えに行き、ご利用者がいる所までの乗車は行えません。
- 2、迎えに行った際は、車いすに座って車に乗れる状態でお待ち下さい。
送りの際は、玄関口までとなります。
- 3、利用回数は、1ヶ月につき4回までです。利用申込みは、通院は3カ月前から、リハビリは2カ月前からですが、下記が期限の考え方となります。
（例）通院：8月15日の受付は、11月15日までの3カ月間です。
（例）リハビリ：8月20日の受付は、10月20日までの2か月間です。
- 4、利用者の身体状況については、常日頃より把握しておいて下さい。
 - (1) かかりつけの病院・主治医及び病名などの把握
「ご自身の住所・氏名・生年月日・病名・血液型とともに、病院の住所・電話番号などもメモに記載し、携帯しておく。」
 - (2) 当日朝からの体調
「食事量、排便と排尿の有無、発熱の有無、顔色、血圧などのチェック」
 - (3) 当日の準備
「食事はなるべく消化の良い内容にし、油ものは避けて1時間前までに済ませて下さい。なお、糖尿病の方は、低血糖などに留意して下さい。」
「出発前には、お手洗いを済ませておいて下さい。オムツを使用されている方は排便・排尿のチェックをしておいて下さい。」
- 5、利用に関して
 - ・利用目的は、通院かりハビリで大阪府内限定です。
 - ・利用場所は、1日に一か所に限ります。
 - ・運行時間は、平日で松原市役所出発を9時とし、午後5時までとなります。
 - ・行先変更は、5日前までとします。
 - ・時間変更とキャンセルは、前日の午後4時までに連絡をお願いします。
 - ・利用料金は、当日の清算とする為、準備の上、乗車するようお願いいたします。

問い合わせ先

〒580-0043 松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館内
社会福祉法人 松原市社会福祉協議会 生活支援係
TEL：333-0294 FAX：335-0294